

先行した自治体の皆さんのワークシートを参照し、記入上のルールを統一して、以下のとおり『記入マニュアル』と致します 020710 修正版

1)『2-1.ごみと資源物の原価計算』は、4列目の『資源物収集・資源化費用』を確認することが最大目的です。従って、20マス(4列×5行)のすべてが正確に記入できなくても大きな支障はありませんので、記入マニュアルに沿って該当項目をご記入下さい。

平成12年度の実績を単位に注意してご記入下さい。

『管理費』・『広報費』を下記の4区分に分けられない場合には、『ごみ収集人件費』と『資源人件費』の欄に按分して記入下さい。
 『ごみ』と『資源物』への按分は、できるだけ自治体の実態に基づいて算定して、**＜按分した根拠＞を欄外にご記入下さい。**
 例えば、人件費を職員人数で按分したり、管理職の場合は仕事量で按分する等、自治体の皆さんが明確にしやすい方法で按分下さい。
 実態に基づいて算定できない場合には、『資源化率』(資源化量÷総排出量)に応じて按分して下さい。

2-1.ごみと資源物の原価計算

| | 職員にかかる経費+広報費 | 稼働に掛かる経費 | 施設や車にかかる経費 | 合計 |
|--|--------------|----------|------------|----|
| ごみを収集するのにかかる経費 可燃ごみ(家庭+お店+事業所から) 不燃ごみ 危険・有害ごみ 粗大ゴミ *自治体が収集するごみ | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ごみを処理するのにかかる経費(中間処理+焼却)から 許可業者が収集したごみ(お店や事業所から) 持込ごみ(家庭、お店、事業所から) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ごみを最終処分するのにかかる経費 埋め立てごみ量 焼却残渣 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 資源物を収集・資源化するのにかかる経費(収集+分別+売却) 家庭系資源の自治体収集 事業系資源の自治体収集 *住民の集団回収の助成金を除く | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 |

ごみ収集・処理・最終処分に按分できない場合は、まとめて『ごみ収集』の欄に記入ください。

委託費用は、『稼働にかかる経費』欄に一括して記入下さい。

2)『2-3.品目別資源物の収集・資源化費用の有無と費用』は、『容器包装についての品目別収集・資源化費用』を明確にすることにあります。一番、按分が難しいところですが、この品目別費用が明らかにならない限り、EPRの実現は困難となります。自治体の皆さんには、可能な限り、重量按分ではない方法で算定されますよう、ご協力をお願い致します。

2-3. 品目別資源物の収集・資源化の有無と費用（住民の集団回収除く）

| | リサイクル回収実施の有無 | 容器包装リサイクル協会との契約の有無 | 回収量 (t) | a)収集・資源化費用(売却益又は逆有償を含む) 円 | b)売却益又は逆有償の金額 円 | c)費用単価(当り) 円/t |
|------------|--------------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|----------------|
| ガラスびん(ｶｯﾄ) | 有・なし | 契約 独自 | (t) | | | |
| リターナブルびん | 有・なし | | | | | |
| PETボトル | 有・なし | | | | | |
| その他プラスチック | 有・なし | | | | | |
| その他紙 | 有・なし | | | | | |
| スチール缶 | 有・なし | | | | | |
| アルミ缶 | 有・なし | | | | | |
| 紙パック | 有・なし | | | | | |
| 古紙 | 有・なし | | | | | |
| 古布 | 有・なし | | | | | |
| ダンボール | 有・なし | | | | | |
| 生ごみ | 有・なし | | | | | |
| 有害物質 | 有・なし | | | | | |
| その他() | 有・なし | | | | | |
| その他() | 有・なし | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

品目別に収集費用を算定できない場合には、次の順番を参考にして按分し、その<按分方法>を欄外にご記入ください。

- (ア) 収集費用を実稼動の車両台数で按分して下さい。
 - (イ) 実稼動で算定できなければ、収集曜日数で按分して下さい。
 - (ウ) 車両台数や収集曜日で算定できない場合には、自治体の皆さんが合理的と考える方法で按分し、その方法を明記下さい。
 - (エ) 同一車両で混合収集している場合には、(ア)と(イ)の按分を行った上で、最終的な方法として重量により按分下さい。
- 『売却益』と『差額』については、aは『売却益』があれば減額し、『逆有償』は加算。bは、実際の費用を記入ください。

合計欄を加えて、回収量の合計重量が『1-1.資源化率の詳細』表の<資源回収量(集団回収除)>及び『2-1.ごみと資源物の原価計算』表の4列目<資源収集処理量>と同じことを確認下さい。

同じように、合計費用が『2-1.ごみと資源物の原価計算』表の4列目の<資源物を収集・資源化するのにかかる経費>総額と同じことを確認下さい。

3)『3-1.容り法による自治体負担の試算』は、『自治体の費用負担割合』を確認することが目的です。容器包装リサイクル協会と契約をしている場合には、下記計算式に基づいて実施下さい。

3-1. 容器包装リサイクル法による自治体負担の試算

| 計算式 | | PET ボトル | ワンウェイびん | | | その他プラスチック | その他紙 | 合計 |
|----------|-------------------|----------|---------|---------|---------|-----------|----------|-------|
| | | | 無色 | 茶色 | その他 | | | |
| C(自治体集計) | 資源化量(kg) | | | | | | | |
| D | 再商品化単価(円/kg) | 88.825 円 | 4.151 円 | 7.682 円 | 8.096 円 | 105.00 円 | 58.636 円 | |
| A+B | リサイクルコスト A+B | | | | | | | |
| A=E+F | A市町村負担費用 | | | | | | | |
| E(自治体集計) | 収集運搬費用 | | | | | | | |
| F | 市町村負担分 | | | | | | | |
| B=G-F | B事業者負担 | | | | | | | |
| G=C×D | 再商品化費用 | | | | | | | |
| F=G×H | 市町村負担分 | | | | | | | |
| H | 市町村責任比率 | 1% | 10% | 15% | 10% | 6% | 6% | |
| 市町村+事業者 | 費用負担割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| =A÷(A+B) | A市町村 | % | % | % | % | % | % | % |
| =B÷(A+B) | B事業者 | % | % | % | % | % | % | % |
| | 上記の品目は実施のコストか予測値か | 実際・予測 | 実際・予測 | 実際・予測 | 実際・予測 | 実際・予測 | 実際・予測 | ----- |

『再商品化単価』は、「自治体が回収費用を負担した年度」と「自治体の回収量に基づいて事業者が支払う年度」では異なりますが、ここでは指標として自治体が回収費を負担した年度(平成12年)の再商品化単価を使用します。
『再商品化単価』(D)と小規模事業者分を負担する『市町村責任比率』(H)は国が定めた数値を使用します。

容り協会と契約する負担費用はこの計算式により算出し、市町村が独自にリサイクルしている品目は100%自治体負担で計算して下さい。

最後に、最初の3項目を記入して廃棄物会計シートの完成です